

質問第五一号

領空侵犯に対する措置に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十二年十月二十日

佐藤正久

参議院議長 西岡武夫殿

領空侵犯に対する措置に関する質問主意書

自衛隊法第八十四条では、「領空侵犯に対する措置」として、「防衛大臣は、外国の航空機が国際法規又は航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）その他の法令の規定に違反してわが国の領域の上空に侵入したときは、自衛隊の部隊に対し、これを着陸させ、又はわが国の領域の上空から退去させるため必要な措置を講じさせることができる」と規定されている。

右の点を踏まえ、以下質問する。

一 「領空侵犯に対する措置」は、現状では、原則として領空内を想定していると認識している。しかし、航空機のミサイル等装備の近代化等を考えた場合、領空外からわが国への攻撃、領空外におけるわが国関係船舶及び航空機への攻撃、領空内でわが国に対し攻撃を加え領空外へ離脱した場合等が想定される。これらの場合に対しては、同措置では対処出来ないと認識してよいか、政府の認識如何。また、同措置で対処出来ない場合の対処措置はどのようなになっているのか示されたい。

二 「領空侵犯に対する措置」では、刑法第三十六条、三十七条の要件を満たす武器使用が可能とされているが、同措置は「警察作用」か。また、敵対的意図を有する侵犯等への対処については「国防作用」であ

る場合もあり得ると認識してよいか。政府の見解如何。

右質問する。